

〈研究ノート〉 秩父事件鎮圧の諸相（二）： 警察、軍隊、自衛隊

杵渕，隼人 / KINEBUCHI, Hayato

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / HOSEI-SHIGAKU : Journal of the Hosei Historical Society

(巻 / Volume)

91

(開始ページ / Start Page)

38

(終了ページ / End Page)

54

(発行年 / Year)

2019-03-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00031167>

〔研究ノート〕

秩父事件鎮圧の諸相（二）

—警察、軍隊、自衛隊—

杵 渕 隼 人

目次

はじめに

一 埼玉県警察の動向

1 黎明期の警察

2 事件前期の警察

3 事件中期の警察

4 事件後期の警察（以上、前号）

二 派遣陸軍部隊の動向（本号）

1 事件中期の陸軍部隊（憲兵）

2 事件後期の陸軍部隊（鎮台兵）

三 自衛隊の動向（以下、次号）

1 大宮郷の自衛隊

2 小鹿野の自衛隊

3 坂本の自衛隊

4 上下名栗の自衛隊

5 小川・腰越の自衛隊（比企郡）

6 その他諸地域における自衛的行動

おわりに

二 派遣陸軍部隊の動向

先述の様に、陸軍部隊の派遣のきっかけとなったのは、十一月一日に下吉田で発生した警官隊の四散であった。埼玉県の事務を執っていた笹田少書記官はすぐさま内務卿の

山縣有朋に通報し、憲兵の派遣を請うた。山縣も事態を重く見て憲兵三個小隊を派遣するとともに、参謀本部長としての立場から東京鎮台の部隊をも展開させることを考え、憲兵隊に鎮台の参謀を同行させ、判断材料を得ようとした。埼玉県側は憲兵だけで事件は片付くと考えた様だが、不測の事態が発生して憲兵は撤退を余儀なくされ、最終的には鎮台から歩兵第三連隊第三大隊等が派遣されることになった。

派遣された陸軍部隊に対する研究は、前掲の井上幸治氏による『秩父事件』や浅見好夫氏の『秩父事件史』などによって代表されるが、軍隊だけに着目した研究として、高田甲子太郎氏によるものや、中沢市朗氏によるものがある^①。だが、高田氏の研究はまだ史料が充分に発見されていなかった時代のものであり、憲兵の動向に触れていない欠点がある。また、中沢氏の研究は反天皇制の立場から書かれたものであり、民衆蜂起を鎮圧したとして軍隊を非難する内容となっている^②。本章では、第一節で憲兵の動向、第二節で鎮台兵の動向を検討し、再評価を試みたい。

1 事件中期の陸軍部隊（憲兵）

第一章で述べた通り、埼玉県庁が内務省に対して憲兵の

派遣を求めたのは十一月二日のことであつた^③。地方官会議出席中の県令に代わつて公務を代行していた笹田書記官は、警官隊の敗退と県警首脳による憲兵派遣に関する上申を受けると、すぐ山縣内務卿に対して電報を発した。つまり、

県下秩父郡ノ暴徒既二千二及ヒ、抜刀銃器等ヲ携ヘ同郡小鹿野町ニ火ヲ放チ、当大宮郷ニ向ケ押出模様アリ。其勢猖獗、為メニ巡查七名死傷セリ。依テ警部巡查ニテ速ニ鎮制シ難シ。遷延久シキニ亘レハ、他ノ地方ニ波及ノ恐れアルノミナラス、都下ニ近接セルニヨリ、若シ影響スル事アリテハ容易ナラサルニ付、速ニ鎮定シタシ。至急憲兵ヲ御派遣アレ。此段上請ス。^④

と、すでに警察の力に余る事態となっていることを認めた上での派遣要請であつた。笹田が懸念したのは、事態が他の地方、特に埼玉県と隣接する帝都東京に影響することであり、事件の早期鎮圧を期するものであつた。

県の要請を受けた山縣はすぐさまこれに同意し、三個小隊を送ると決定した。憲兵の派遣が一日ではなく二日に行われた理由について、山縣の樂觀論によると解釈する向きもあるが、筆者はこの解釈に同意できない。当時、情報伝達のための電信網は秩父郡にはなく、皆野に置かれた警察

本部から最も近い電信所は熊谷にあった。⁽⁶⁾ ゆえに現地からの情報伝達が遅れるのは当然であり、山縣が受けた第一報も、暴動が発生したという程度の簡単なものであった。事態の詳細が分からない状態で、軽々しく憲兵を派遣することとはあり得ないと思われる。そもそも派遣の要請を出すのは埼玉県側であり、山縣が県を無視して憲兵を動かすわけにはいかない。ゆえに、憲兵がこの日に派遣された理由については、山縣の樂觀論によるものではなく、この日に詳報が入り、県からの要請があつたからであると考えの方が妥当であろう。憲兵条例によれば、憲兵の任務の一つに警官の手に負えない暴動を鎮圧することとあるが、秩父事件はまさにそのような事件であつた。⁽⁸⁾

いずれにせよ、要請を受けてからの山縣の行動は早かつた。山縣は陸軍卿代理を務めていた西郷従道と協議し、この日の午後八時五十分には、清浦奎吾警保局長から笹田に向けて「憲兵一小隊春田少佐はヲ率ヒ今夜十一時発⁽⁹⁾」という通達が出ている。当時、秩父郡方面へ伸びる鉄道には日本鉄道があつたが（現高崎線）、政府は日本鉄道に臨時列車を出させて憲兵の移動に使用した。この時派遣と決したのは三個小隊だが、埼玉県からの急派の要請に応じてか、準備のできた小隊から順次出動が開始された。最初に秩父

郡に入つた小隊は、隈元実道少尉が小隊長をつとめる東京憲兵隊第一大隊第二中隊第四小隊である。⁽¹⁰⁾ 人数は隊長以下六七名であり、上級指揮官として憲兵本部次長兼第一大隊長で、加波山事件の際にも一個小隊を率いて出動した春田景義少佐⁽¹²⁾が同行し、翌三日の午前一時四十分、上野駅から寄居への最寄り駅である本庄駅に向かつた。

午前八時二十分、春田以下の憲兵一個小隊は、急遽帰県した吉田県令とともに寄居に入つた。また、他の二小隊も順次出発を開始し、午後一時には内田忠直中尉率いる第二大隊第一中隊第三小隊が上野駅を發して浦和駅へ向かい、また午後三時三十分には影山十蔵少尉が率いる第二大隊第二中隊第三小隊が、第二大隊第一中隊長の小笠原大尚弼大尉とともに浦和へ向かつた。⁽¹³⁾ なお、この後発部隊には憲兵の他に東京鎮台參謀の高井敬義少佐が同行し、笹田書記官に対して山縣の意向（川越方面への懸念）を伝えるとともに、鎮台兵も出動するはずであると述べている。⁽¹⁴⁾ 両隊は浦和駅で合流し、笹田書記官と協議の上で配置と行動を決定した。笹田の報告書によれば、

「前略」憲兵一小隊「小笠原・内田」ヲ川越ニ派遣シ、夫ヨリ飯能名栗ニ進ミ、一小隊「影山」ハ先ツ熊谷ニ屯駐シ、内半小隊ハ都合ニ依リ松山ヲ經テ小川ニ進ム

準備ヲ為セリ。⁽¹⁵⁾

と決し、小笠原と内田の隊は午後五時に上尾駅で下車して川越へ向かい、また影山の隊は午後六時十分に熊谷駅で下車し、二半隊は松山へ派遣し、残りは熊谷で待機した。この配置は埼玉県警が敷いた困民軍の平野部（特に秩父の東側、つまり東京方面への）進出を防ぐための布陣を補強するものであり、また困民軍に対する攻勢を行うために、寄居の小隊は皆野方面、川越の小隊は名栗方面、熊谷の小隊は小川方面から秩父盆地へ進む考えであつたと思われる。

上記のうち寄居に到着した隈元隊からは、秩父郡内の情報を探るべく偵察隊を出すことになり、三半隊は金崎へ、一個分隊は釜伏峠（三沢方面）へと向かつた。各隊には嚮導部隊として警官隊が付けられたが、この二部隊のうち、金崎へ向かつた隊が皆野で困民軍と砲火を交えることになる。

皆野郊外には荒川が流れているが、渡船場は親鼻と呼ばれる地点にあり、皆野・金崎両村の境界をなしていた。困民軍はこの渡船場を重視し、河岸段丘の断崖上に火縄銃隊等の主力を配置し、防備を固めていた。この困民軍守備隊を偵察隊が発見し、攻撃を仕掛けた。これが先行研究で親鼻の戦いと呼ばれる戦闘である。

この時迎撃にあたつた困民軍の主力は陸軍予備役兵卒大河原三代吉が指揮する鉄砲隊五十名で、接近する憲兵をよく引きつけた上で一斉射撃を行った。⁽¹⁶⁾ それに対して憲兵は大した反撃もせずに引き揚げてしまつたが、その理由は春田少佐の報告によれば「我偵察隊試三之レニ応シ、僅カニ放火シ、概ネ其状況ヲ偵察シ了」⁽¹⁷⁾ ったからであるとしている。つまり、憲兵による公式の説明では、偵察任務が完了したが故に撤退したとしているが、その他にも大きな理由があつて憲兵隊は後退を余儀なくされたと考えられる。

その理由についてだが、筆者は小銃の不発と困民軍の戦意に驚愕したからだと思われる。当時、既に日本陸軍は外国製の小銃を制式銃から外し、装備を国産の村田式小銃に切り替えつつあつた。だが、憲兵隊は兵科としてはいわば主力ではなかつたため、旧式のスナイドル銃を継続して使用していたらしい。しかし、埼玉県に派遣された憲兵隊に支給された村田銃用の弾薬とスナイドル銃が合わなかつたようで、憲兵隊が親鼻の困民軍に向かって射撃を試みても、発砲できない状態であつた。故に偵察隊は携行していたピストル以外に使用できる火器を持たず、このことが部隊の早期撤退に繋がつたと考えられる。

また、困民軍の士気についてだが、春田は県警の情報収

集で皆野にいる困民軍が一千名を超えていると分かっていた筈である。しかし、憲兵隊はそれでも農民たちに向かつて僅か三個小隊で向かおうとしていた。この背景には県や春田の、農民は官軍を見れば戦意を喪失するという考えがあったのではなからうか。彼等の計画は確かに警官隊は困民軍に攻撃されたが、軍隊の姿を見れば農民たちは四散するという想定から生じたものと考えられる。故に、この少数兵力による進撃計画が立てられたのではないだろうか。だが、進行してきた憲兵隊に対して困民軍は射撃を加え、交戦する構えを見せたため、あてが外れた憲兵は撤退したのではないだろうか。

なお、寄居派遣の小隊で発覚した弾薬問題だが、他の小隊も同様に発砲できない状態に陥っていた。⁽¹⁸⁾ これを知った春田は急いで最新式の村田式小銃と弾薬を取り寄せているが、⁽¹⁹⁾ これを受けて憲兵隊は予定していた秩父郡進行を中止した。弾薬は鉄道で送られることになったため補給は比較的早く済む筈であり、憲兵の力で鎮圧できると判断されたのなら増援は不要だが、皆野郊外で起こった戦闘によって困民軍の戦意の高さを知った憲兵隊と埼玉県は、現状の憲兵・警官による混成部隊だけでは鎮圧不可能であると悟ったのではないだろうか。結局、埼玉県側は憲兵の助力だ

けでは不足であると判断し、鎮台兵の増援を求めることになった。

ここまでの流れを振り返ると、事件の状況と憲兵隊の撤退を知った笹田以下県首脳部は、事態がもはや警察の手に負えないと判断し、内務省に対して憲兵の派遣を要請した。報告を受けた山縣内務卿も事態を重要視し、憲兵三個小隊を埼玉県内へ向かわせた。また参謀本部長を兼務していた山縣は、事態が憲兵だけでは鎮圧できない可能性があると考えたのか、小笠原大尉の率いる小隊に東京鎮台の参謀を同行させ、同鎮台部隊派遣の可否を判断しようとしていた。何故山縣が参謀を同行させたかについてだが、一千名以上の農民が蜂起したという報告に対し、陸軍兵科の中では戦闘力の劣る憲兵三個小隊だけでは鎮圧ができないのではないかと推測したのではないだろうか。結果として山縣の懸念は的中し、東京鎮台から複数の部隊が派遣されることになる。

派遣された憲兵隊の指揮は憲兵本部次長の春田少佐が執ったが、春田は憲兵隊と共に帰県した吉田県令と相談して憲兵を秩父郡東部に配置し、困民軍の東方進撃を抑止し、かつ彼らが郡外に出る前にこれを攻撃しようとしたものと思われる。だが、偵察に出た憲兵隊は困民軍の戦意が予想

よりも旺盛であること、また自らの小銃が不発であること
を知り、攻撃を中止せざるを得なかった。この状況を見た
埼玉県側も鎮台兵の増援が不可避であることを悟り、山縣
内務卿に対して派遣を要請したのである。

2 事件後期の陸軍部隊（鎮台兵）

先述の様に、埼玉県は鎮台兵の派遣を要請することにな
った。だが、内務省に増援を求めた時点では、県庁は憲
兵退却の詳しい状況を把握していなかったらしい。寄居に
いた吉田県令は当然憲兵隊の実情を知っていたと思われる
が、浦和の笹田書記官が受けた連絡は簡単なもので、皆野
に向かった憲兵隊が困民軍に敵わず撤退した、という程度
だったらしい。故に笹田は、

「前略」思フニ寄居派遣ノ一小隊ハ、深ク秩父郡ニ入
リテ後ヲ絶タレタルカ、暴徒間道ヨリ来襲セシナラン
カ。若シ間道ヨリ来襲ノ勢アリテ危険トナセハ、熊谷
屯在ノ半小队ニテ支フベシ。一旦部署シタルモノ容易
ニ変換スルハ得策ニアラス。且、熊谷ヨリ進軍スルハ
最便アレハナリ。「中略」考フルニ、峻山嶮嶺ヲ帯ヒ
タル広漠ノ秩父郡皆暴徒ノ巢窟トナル。縦令憲兵三小
隊アルモ、暴徒山壑ヲ跋涉隠見出没スルトキハ、或ハ

日ヲ曠フシテ鎮定ノ功速ナラサラン乎。況ヤ憲兵攻撃
已ニ一日ヲ終ヘトモ勝報ヲ得ル事ナク、却テ危険云々
ノ警報ヲ得ルニ於テヤ。曩キニ警保局長ノ通報アリ、
高井少佐ノ談話アリ、政府已ニ台兵ヲ派遣スル計画ア
ルヲ知ル。「中略」寧ロ台兵派遣ノ時期ヲ促シ速ニ静
定スルニ如カスト決心⁽²⁰⁾「後略」

と考えた。つまり、笹田は秩父郡を完全に掌握した困民軍
が、深入りした寄居の憲兵一個小隊を孤立させたと考え、
憲兵隊による鎮圧は不可能であると推測し、熊谷の小隊を
寄居の防備に回すとともに、早期の鎮圧を期して鎮台兵派
遣を要請することを決断したのである。

当時の鎮台条例では、二九条で「凡ソ管内草賊ノ警アレ
ハ、府県ヨリ兩隊ヲ移シ、同時ニ省並台ニ報シ、台又速ニ
本監軍部ヲ經由シ、陸軍省並ニ參謀本部ニ報シテ区処ヲ受
クヘシ」と規定されていた⁽²¹⁾。つまり困民軍は、この場合い
わゆる草賊にあたり、埼玉県はその鎮圧の為に鎮台兵の派
遣を要請することができたのである⁽²²⁾。

笹田が山縣に対して要請の電報を送ったのは、四日の午
前一時であった。鎮台兵の派遣先についてだが、比較的手
薄な本庄方面に兵を割いている。なお、到着後の鎮台兵
の行動について、笹田から連絡を受けた吉田は、「金澤村

宝塔山(86)二立籠ル賊ヲ打払タシ」という考えを持っていた。県首脳は、皆野近辺の金沢にいたいと思われていた困民軍が、児玉方面から中山道に突出することを恐れていたので、このような考えを持ったと思われる。当時児玉方面に展開していたのは、先述した八幡山を守る警官三十名に増援を加えた隊だけであり、多くとも五十名には達していなかった。困民軍によって児玉を突破されれば本庄が危うくなり、その本庄は鉄道駅が設置されていた点からも分かるとおり中山道の要地である。笹田から要請を受けた山縣もこの重大さを理解していたらしく、すぐ派遣の手続きを始めた。当時、山縣は内務卿と参謀本部長を兼任していたので、手続きは迅速に進み、天皇の允裁を得て歩兵第三連隊から一個大隊を秩父郡に派遣することを決定し、午前十時三十分には出発している。山縣が笹田からの電報を受け取ったのは午前三時だが、鎮台兵が上野駅から出発したのは午前十一時である。⁽²⁴⁾これほどの早さで派遣を決定したのは、井上幸治氏が指摘しているように、政府が事件を重大な国難であると捉え、早期の鎮定を図ったからだと思われる。⁽²⁵⁾

この時出動したのは、歩兵第三連隊のうち第三大隊で、大隊長森脇恒少佐の指揮で上野駅から臨時列車に乗りしした。高田氏も指摘しているが、上野駅乗車時には第四中隊

長藤井淳一大尉以下二、三十名が欠けていた。藤井以下は佐竹義堯侯爵の葬儀に出席していたため、午後四時三十五分の汽車で本隊の後を追っている。⁽²⁶⁾派遣部隊に歩兵第三連隊が選ばれた理由について、七日の『時事新報』は以下のように説明している。

鎮台兵の撰抜 本日四日埼玉県の暴挙地方へ出張したる東京鎮台第三連隊第一大隊ハ、本年の春まで高崎営所屯在にて、群馬及埼玉各所の測量及び行軍等に練熟し、且つ該兵隊は皆同地方より召募せしものにて、大宮「大宮郷」寄居辺の地理には能く通熟したる隊伍ゆえに、陸軍省にてハ今度該隊を特選して暴徒鎮撫のため派遣せしめたるものなりとのこと⁽²⁷⁾

この記事の通り、確かに歩兵第三連隊のうち第一大隊はこの年の春まで高崎に駐屯していた。だが、実際に派遣された部隊は第三大隊で、第三大隊の駐屯地は大隊創設時から東京であった。⁽²⁸⁾しかし、連隊本部は春の移転まで高崎に置かれていたため、時事新報が指摘する通りの理由で歩兵第三連隊の派遣が決まったものと思われる。なお、第一大隊が出動するという情報も出回っていたようで、『自由新聞』は第一大隊が出動したと報道しているが、こちらは誤報であった。⁽²⁹⁾

出動した第三大隊のうち、三個中隊は深谷で下車し寄居へ、一個中隊は本庄で下車し児玉へそれぞれ向かった。寄居へ向かったのは森脇少佐以下の大隊本部を含む第一・第二・第四中隊である。本部以下の主力は午後五時二十分に寄居へ到着しており、後に藤井以下の後発隊も寄居に入っている。井出孫六氏によると第三大隊は電信機を携行していたというが、確かに第三大隊到着以降寄居発の電報が見られるようになっていく。このことは情報伝達の効率を著しく高め、それまでのようにわざわざ熊谷に伝令を飛ばして電報を打つ必要がなくなった。第三大隊による電信機の携行は、寄居の臨時本部による県庁との連絡や中央官庁との通信を容易にし、政府の状況把握や官軍同士との連絡に大きく貢献することとなった。

児玉へ向かったのは平田尚介大尉以下の第三中隊で、こちらは午後五時半ころ児玉に到着している。⁽³²⁾これら諸隊の正確な人数は不明であるが、埼玉県官吏が提出した報告書の中に、第三中隊は平田以下七十名とあるので、他の隊も同じくらい的人数であったと思われる。さらに、寄居に到着した部隊からは中隊長の宗方武敏大尉率いる一半隊（第一中隊か第二中隊を二つに割り、宗方はその半分を率いて行ったが、どちらの中隊かは不明）が小川に派遣され

た。⁽³⁴⁾これは情報収集のため小川にきた高井少佐が、現地の警官に派遣を約束したことがその要因になっていると考えられる。⁽³⁵⁾

上記の歩兵第三連隊に加えて行軍（演習と推測される）中であつた歩兵第一連隊第二大隊と、騎兵第一大隊のうち一個小隊も遊軍として、秩父郡近郊に派遣されている。これらの部隊は所沢および八王子方面で行軍中であつたが、事件の発生を受けて秩父郡の南方へ展開することになり、第二大隊のうち右半大隊は神奈川県（当時）八王子へ、左半大隊は所沢へ向かい、騎兵は入間郡の扇町屋へ向かつた。⁽³⁶⁾その上、埼玉県は高崎の歩兵第十五連隊第一大隊（當時第十五連隊は創設直後で一個大隊のみの編制）にも出動要請を出し、十五連隊からは藤岡と岩鼻に各一個中隊を派遣した。⁽³⁷⁾藤岡は交通の要所であるが、岩鼻には監獄と陸軍の火薬庫が置かれていたので、こちらにも中隊が派遣された。派遣された陸軍部隊は憲兵が三個小隊、歩兵が計三個大隊、騎兵一個小隊となり、官軍は警官隊四二九名と合わせて一千名前後の部隊で困民軍に相対したことになる。

こうして秩父盆地から平野部に向かう道は遮断され、困民軍が東京を直撃することは困難になった。だが、この配置が完了したときにはすでに困民軍の本部は解体し、各部

隊は統制がとれぬまま行動を開始しようとしていた。

鎮台兵の戦略について、中沢氏はその意図が徹底的な封鎖にあったと指摘し、軍隊の出動は西南戦争以来のことであり、政府は事件をそれだけ重要視していたと解釈している⁽³⁸⁾。浅見氏も同様である。他の先行研究に關してもほぼ同じ評価だが、政府が有した意図に対する解釈も同様である。つまり、政府はこの蜂起を徹底的に鎮圧せねばならなかった、ということである。鈴木義治氏によると、困民党による近代化反対の主張、特に軍備拡張を否定する暴力的な動きは、政府にとって鎮圧の対象であり、到底受け入れられないものではなかった⁽⁴⁰⁾。政府は近代化に対する暴力的な反対の声を封殺するためにも、学校の廃止や税負担の軽減を求める困民党を迅速に、かつ徹底的に鎮圧せねばならなかったのである。各地に展開した鎮圧部隊の中でも、主力として秩父に進行することになった歩兵第三連隊と憲兵隊及び警官隊は、第一章で述べたように寄居口・飯能口・小川口・八幡山口に配置され、五日の午前五時に、一斉に秩父郡へ進行することとなった。

主力の歩兵第三連隊は秩父郡の東方に、補助部隊の歩兵第一連隊と第十五連隊はそれぞれ南方と北方に配置された。官軍の主眼はあくまで困民軍が東方、つまり県庁のあ

る浦和や帝都東京方面へ進行しないように封殺することであり、この点においては結果的に完璧な成功をおさめている。だが、この布陣は秩父郡の西北方面を手薄にする結果を招き、乙大隊残党が秩父郡を脱出し、群馬県を経て長野県へと移動する原因を作った。しかし、官軍の目的が上記のように困民軍の東方進撃を防ぐことにあった以上、主力となり得る陸軍部隊が西方に全く配置されなかったことは、やむを得ないことであつた。

このような鎮圧作戦を立てた官軍側に対し、分裂した困民軍は官軍の進行を待たず、秩父郡外へ押し出そうとしていた。困民軍が三つに分裂したことは先述したが、それぞれが秩父郡内における抵抗を諦め（あるいは虚報に惑わされ）、秩父盆地の外へと向かっていった。

三分裂した困民軍のうち、最初に鎮台兵と衝突したのは、大野苗吉率いる甲大隊の残党であつた。この隊は隊長の新井周三郎を失ってから寄居方面へ向けて進行していたが、本野上で道を変えて児玉方面を目指した。移動中に夜になったが、移動中にも高利貸しへの焼き討ちを続けたため、その火災が警戒中の警官隊に甲大隊の進撃を知らせることになった。警官隊といつてもこの方面に居たのは先掲の表の通り六二名に過ぎず、警官は急いで児玉に到着して

いた第三中隊に連絡し、迎撃を依頼した。第三中隊は警官隊と合同してこれを嚮導部隊とし、迎撃のため野上方面に南下した。第三中隊の中隊長であった平田大尉の報告書によれば、同中隊は以下のように動き、困民軍と交戦した。

「前略、午後」十一時、暴徒大凡六百名兎玉町二向テ襲撃スルノ報ヲ得、直ニ発進シ、金屋村ニ於テ遭遇シ、開戦セシガ、彼ノ死傷大凡三十名ニシテ兵器数多（獵銃、刀槍等）奪ヒ取レリ。而シテ我兵ノ輕傷セシモノ僅カ二名ニシテ、続テ前進尾撃シ、長沖村ニ至リ歩哨ヲ配布シ、直ニ探偵ヲ遂ケ夜ノ明ルヲ俟チ前進スル目的ナリ。

つまり、午前十一時に要請を受けた平田は、隊を率いて迎撃のために前進し、金屋において六百名ほどの甲大隊と遭遇、交戦し、これを四散させた。詳しい戦闘の経過を埼玉県の四等属であった鶴瀬已十が、第三中隊の監修のもとに書き残しているが、それによると、第三中隊は金屋に入っ

てすぐに困民軍と銃撃戦になったらしい。困民軍は民家から徴発した畳で胸壁を築いて抵抗したものの、平田大尉は隊を二分して一隊に迂回攻撃させたので、困民軍は三回の斉射で崩れた。その後第三中隊は前進して白兵戦になったが、大野苗吉とみられる指揮官が戦死したこともあり、困

民軍は支えきれずに潰走した。戦闘の中心になったのは金屋村内の寺（円通寺）の森付近で、暗闇の中で射撃戦が行われたが、困民軍が使用した火縄銃の火縄は、村田銃を使用する第三中隊にとって、格好の射撃目標であった。

この戦闘で隊長の大野苗吉は行方不明となり、甲大隊も完全に四散した。そして、官軍は困民軍の包囲網突破と、中山道突出を防ぐことができた。甲大隊残党がどこへ向かうとしていたかは不明だが、困民軍内で熊谷への道は安全になった、という虚報が信じられていたことを考えるに、この隊は熊谷経由で県庁へ直訴しようとしたのではない。いずれにせよ、官軍によって甲大隊は完膚なきまでに叩き潰され、影形もなく解体した。

夜間には第三中隊が困民軍の進行を防いだが、五日の早朝には小川に配置された宗方隊（第一・第二のどちらの中隊か不明なので宗方隊とする）が落合寅市率いる丙大隊残党と交戦し、これを四散させている。小川では、近隣各村が自衛隊を組織し、腰越に陣地を作って困民軍の進行に備えていたが（後述）、宗方隊は合流した警官隊とともにこれと交代する形で小川方面の防備についた。⁽⁴³⁾ そのころ、落合以下の丙大隊は平野部進出を目指し、すでに粥新田（粥仁田）峠を越え、小川にほど近い坂本に入っていた。坂本

の住民には不穩の氣配があり、警備していた警官隊も四日に一時後退するほどその動向は不明瞭であつたものの、⁽⁴⁴⁾官軍來たるといふ情報が伝わると、困民軍を排斥する動きを見せた。脱走者も相次いで百名程度になつていた丙大隊は、抗戦は不可能と判断し、秩父郡内の兵力を結集すべく再び粥新田峠を越えて撤退を図つた。しかし、丙大隊が峠を途中で上つたとき、進撃してきた宗方隊がこれを発見、射撃したので、すでに戦意を失つていた丙大隊は僅かに抵抗した後潰走した。⁽⁴⁵⁾落合はなおも郡内で農民を糾合し戦いを続けようとしたらしいが、途中で農民から他の隊の四散と官軍の進撃を聞いて戦意を喪失し、高知の板垣退助を頼るべく逃亡生活に入つた。⁽⁴⁶⁾こうして三分裂した困民軍のうち二隊が四散したが、菊池貫平率いる乙大隊残党だけは官軍との戦鬪を避け、屋久峠を越えて群馬県内に入つていたため、蜂起を継続することができた。菊池を総理に戴いた乙大隊はこの後長野県まで移動し、佐久地方で官軍の追撃にあつて四散するが、この隊が離脱したため秩父郡内の蜂起は終焉を迎えた。

金屋の戦いは秩父事件内最大の戦鬪とされるが、参加した人数を考えてもこの評価は妥当だと思われる。⁽⁴⁷⁾官軍に比して人数で圧倒的に有利であつたにも関わらず、簡単に甲

大隊が四散した理由については、各先行研究では火器の差をその原因としている。⁽⁴⁸⁾確かにこれは大きな要因ではあるが、他にも強制的に駆り出された農民の戦意の低さも、潰走の原因になつたのではあるまいか。ともかく困民軍による平野部進出のもくろみは金屋・粥新田の両戦鬪によつて潰えた。また、四日以降相次いで結成された各村の自衛隊が郡内を警戒したため、脱走した困民軍参加者はこれらの自衛隊に加わるか、あるいは山中への逃亡を余儀なくされ、秩父郡内の困民軍は五日の正午までには消滅した。

鎮圧部隊は計画通り五日の午前五時前後から前進を開始し、各隊は夜までには大宮郷に入つた。だが、進行する鎮圧部隊は困民軍の消滅という事態を認識していなかったため、極度の緊張状態にあり、二つの不祥事を引き起こしている。寄居にいた憲兵二個小隊は二手に分かれて皆野へ向かい、同所で合流して大宮郷を目指したが、この隊の教導巡查であつた粕谷清五郎が、皆野郊外で荒川の渡し船の船頭を困民軍の農民と誤認し、斬殺している。⁽⁴⁹⁾また憲兵は、同じく皆野郊外で困民軍を掃討していた大宮郷自衛隊を困民軍と誤認し、これを逮捕・連行するという事件を引き起こしている。⁽⁵⁰⁾このように鎮圧部隊にも相当の緊張感があつたと思われるが、各部隊は困民軍とまみえることなく大宮

郷に入り、秩父郡内の騒動は鎮静した。以後、各部隊は潜伏者を探して各地の山狩りを行い、かつ憲兵隊の一部は群馬県に逃れた乙大隊を追撃して行くことになるが、秩父郡内で彼らが農民と戦うことはなかった。

有効な火器を持たない警官隊は自らを補助兵力・封鎖部隊と規定し、事件の初期を除いては困民軍に積極的な攻撃を仕掛けることはなかった。だが、旧式とはいえライフル銃を装備した憲兵隊や、最新式の村田銃で武装した鎮台兵は、困民軍に対して火力の点で圧倒的な優位にあったが故に、秩父郡周辺に到着してからすぐに活発な行動を開始している。埼玉県内に到着した憲兵隊は秩父郡東部に展開し、困民軍を駆逐すべく活動したが、斥候隊と農民が交戦した際に弾薬の不具合が明らかになり、発砲することができなかったため、進行を諦めざるを得なかった。しかし彼らが困民軍と交戦した事実は、蜂起農民たちの士気を大きく低下させ、翌日に発生する本陣解体の一つのきっかけとなったと思われる。また、憲兵隊の事故もあって派遣された鎮台兵は、最新式の村田銃を装備し、兵科の点から見ても憲兵隊を凌駕する実力を持っていた。鎮台兵は憲兵と同じく秩父郡東方中心に布陣したが、本庄など防備が手薄な地域にも配置され、困民軍残党による平野部進出を阻止した。

これら陸軍部隊の行動は困民軍の瓦解を招き、秩父郡内における事件は終焉を迎えた。

多くの先行研究において、官軍、特に陸軍部隊には、否定的な評価が下されて来た。⁽⁵⁾だが、その評価の殆どが困民軍側の立場からなされたものであり、暴動鎮圧という任務を遂行した陸軍部隊にとつて酷な評価だと思われる。確かに、陸軍部隊は困民軍が持っていた火縄銃とは比較にならないほど強力な銃で武装し、抵抗する農民に対して射撃を加え、これを死傷させた。だが、官軍にとつては、武器を取り、地域の秩序を乱している困民軍はただの暴徒であり、これを攻撃するのに躊躇する必要はなかった。また、困民軍に物資の供出や人員の提供を強制され、その暴力におびえていた人たちがいて、彼らが官軍に協力し、鎮圧を早めたことも事実であり、蜂起を鎮圧したからといって官軍、特に陸軍部隊が評価に値しないというのは短絡的な考えであるように思われる。少なくとも彼らは自分の任務を完遂したことは確かである。

註

- (1) 高田甲子太郎「秩父事件における軍隊の行動について―第三連隊第三大隊―」(『軍事史学会編『軍事史学』第十三巻第一号、錦正社、一九七七年六月)、「秩父事件における軍隊の行動について―第三連隊第三大隊―」(『軍事史学』第一三巻第二号、一九七七年九月)。および中沢市朗「歴史紀行秩父事件」(新日本出版社、一九九一年)。なお、高田氏は秩父に派遣された歩兵第三連隊第三大隊の他にも、前述したように長野に逃れた困民軍追討のために派遣された歩兵第十五連隊第一大隊の動向をも研究している(前号註(76) 高田論文を参照)。
- (2) 中沢氏は『文芸秩父』『文芸秩父』編集委員会編、秩父文化の会、五三号および五四号、一九八六年)に発表した「秩父事件と天皇の軍隊」を増補したうえで上記の著書に載せたが、『文芸秩父』内に掲載された後書きにおいては天皇制を強く否定し、秩父困民党を革命軍として称揚するなど、イデオロギー色の強い研究となっている。
- (3) 憲兵派遣の根拠となったのは、明治十四年に制定された憲兵条例による。同条例の第四条には「憲兵ハ其職務ニ関シ監視総監府知事県令(東京府知事ヲ除ク)并ニ上等級及ヒ地方裁判所検事ノ指揮ヲ受ク」(内閣官報局『法令全書』明治十四年)とあるように、一度府県に派遣された憲兵隊は府県令の指揮を受けることになっていた。
- (4) 前号註(32)「笹田少書記官発山縣内務卿宛電報」、四一三。
- (5) 前掲註(1)「歴史紀行秩父事件」四九頁。
- (6) 前号註(54)「関東電信電話百年史上」一〇三頁。
- (7) 「十一月一日笹田書記官発山縣内務卿宛電報」(『秩父暴徒関係書類(一)』四一五―一七五頁)。
- (8) 憲兵条例では、憲兵の任務について前掲の第四条の他にも「凡ソ憲兵ハ陸軍兵科ノ一部ニ位シ巡按檢察ノ事ヲ掌リ軍人ノ非違ヲ視察シ行政警察及ヒ司法警察ノ事ヲ兼(第一条、後略)」と規定していたので、地方官の要請があれば、警察と同様に暴動鎮圧に出動できた。実例としては、この年に発生した群馬事件等が挙げられる。なお、中沢氏は前掲註(1)『歴史紀行秩父事件』において、山縣が憲兵の派遣に際し、その実戦テストと存在のアピールを行う絶好の機会ととらえていたと解釈している(六一―六二頁)。
- (9) 「十一月二日午後八時五十分清浦警保局長発笹田書記官宛電報」(『秩父暴徒関係書類(一)』四一五―二一)。
- (10) 田崎治久編著『日本之憲兵(正・続)』(三一書房、一九七一年)一〇一頁によると、隈元は第一大隊第二中隊第四小隊付を命ぜられていて、アジア歴史資料センターの「JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.A09054352800」職員録・明治十七年七月・職員録(陸軍省)改(国立公文書館)」にも第一大隊の小隊長とある。
- (11) 憲兵本部「明治十七年從七月至十二月 憲兵本部月報 卿官房省内各局 參謀本部 監軍部」(「JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.C0906005400」 明治一十七年從七月至十二月

月報 卿官房 省内各局 憲兵・參謀本部 監軍部 (防衛省防衛研究所)。

(12) 春田の地位については、前掲註(10)『日本之憲兵』

一〇〇頁および「職員録・明治十七年七月・職員録(陸軍省)改」に記載があり、また加波山事件への出張については、『日本之憲兵』一〇四頁に記載がある。なお、陸軍は加波山事件と秩父事件に対する憲兵の派出を一体のものと考えていたようで、両事件の関係書類は同じ簿冊に納められている(明治十七年九月茨城暴徒事件綴込附埼玉事件)『ACAR(アジア歴史資料センター) RefC10072329600(防衛省防衛研究所)』。春田は後に憲兵本部長となっている。

(13) 前掲註(10)『日本之憲兵』によると、この年内田は第二大隊第一中隊第三小隊付を命ぜられ(一〇二頁)、影山も第二大隊第二中隊第三小隊付を命じられている(一〇三頁)。また小笠原大尉は一八三年に第二大隊第一中隊付を命じられている(九七頁)。彼等の地位については、前掲註(10)「職員録・明治十七年七月・職員録(陸軍省改)」でも確認できる。なお、人数については、前掲註(11)「憲兵本部月報」によると内田・影山の小隊双方ともに六六名であった。

(14) 前号註(24)「秩父暴徒処分顛末」(「秩父暴徒関係書類(一)」四一五一四一五一五)。なお、高井少佐が山縣の意向を汲んでいたことは事実だと思われるが、彼が同行する根拠となったのは恐らく鎮台条例の第三二条だと思われる(『法令全書』明治十二年)。この条では、鎮台の管内で草賊が発生し、

その事情が判然としない場合、鎮台司令官が參謀を派遣して情報収集を行うことを規定していた。

(15) 同右、四一五一五。

(16) 「大河原三代吉裁判言渡書」一一五〇八。困民軍は陸軍に所属した経験のある農民に鉄砲隊の指揮を執らせていたらしいが、大河原はその一例である。

(17) 前号註(69)「春田復命書」(四一七九〇)。

(18) 「四等属飯田年祐 秩父暴動事件二付出張手続」(「秩父暴動始末(三)」四一八一六)。飯田は埼玉県の四等属を勤めていた官吏である。事件勃発後、飯田は伝令として働いていたが、連絡のため飯能にいた小笠原大尉に面会し、弾薬の不発を伝えた。小笠原は半信半疑で部下に試し打ちを命じたが、発砲ができなかったため秩父郡への進行を中止した。

(19) 陸軍省総務局編「大日記明治十七年十一月水」によると、これを受けて陸軍省から埼玉県下の憲兵隊に対し、村田式騎兵銃二百挺と弾薬一万発が輸送されている(四一八七)。

(20) 前号註(24)「秩父暴徒処分顛末」四一五一五。高井少佐の談話については先述したが、その後笹田は清浦奎吾警保局長から、十一月三日に憲兵に続いて鎮台兵の派遣もあるはずだという電報を受け取っている(十一月三日清浦警保局長発笹田書記官宛電報)、「秩父暴徒関係書類(一)」四一五二五)。

- (21) 鎮台条例より引用(『法令全書』明治十二年)。
- (22) なお、府県令の権限を定めた府県官職制(『法令全書』明治十一年)において、県令は非常時の際に「鎮台若くハ分営ノ將校ニ通議シテ便宜処分スル事ヲ得」とされていた(府県令の第九項)。なお、県令が不在の場合に書記官が代理を務めるという規定も定められており(大書記官・少書記官の第二項)、こちらは笹田が県の事務を主宰する根拠となった。
- (23) 「十一月四日午前五時五分吉田県令発笹田書記官宛電報」(『秩父暴徒関係書類(一)』四一五二九)。
- (24) 「十一月四日午前九時四十五分清浦警保局長発笹田書記官宛電報」(『秩父暴徒関係書類(一)』四一五三〇)。
- (25) 井上幸治「秩父事件―世界史の中の農民蜂起」(『完本秩父事件』三七六頁)。
- (26) 「朝野新聞」(明治十七年十一月六日(木)付第三三〇一号、六一二四一)によれば四日の午後三時上野発の列車に三〇名の兵隊が乗車しているが、高田甲子太郎氏によればこれが藤井隊らしい(前号註(76)高田論文、三〇頁)。
- (27) 『時事新報』明治十七年十一月七日(金)付第八〇七号、六一四三七。
- (28) 歩兵第三連隊史による(『JACAR(アジア歴史資料センター)RefC1411076100(歩兵第三連隊史昭和四年一〇月(防衛省防衛研究所)』)。なお、同資料においては、秩父事件への対処について触れられていない。
- (29) 『自由新聞』明治十七年十一月五日(水)付第六八八号、六一二九八。さらに、翌六日の記事において、鎮台兵の引率は第一大隊長の山本(路卿)少佐とあるが、こちらも誤りである(六一二九八～二九九)。
- (30) 前号註(79)「十一月四日午後十二時二十分吉田県令発笹田書記官宛電報」(四一五三二～五三三)。
- (31) 井出孫六「十石峠を歩く」(秩父事件百年顕彰委員会編『自由の雄叫び』ほおずき書籍、一九八五年)一〇一頁。
- (32) 鵜瀨己十「金屋村戦況」(『秩父暴動始末一』四一二五〇)。鵜瀨は埼玉県の四等属で、鎮台兵に対する補給等の事務のために第三中隊に同行していた。
- (33) 同右、四一二五二。別資料によると七七名とされているが、「吉田県令発笹田書記官宛て電報案」、「明治十七年十月三十一日ニ起ル秩父郡暴徒書類」(四一八四五)、「金屋村戦況」は中隊長平田大尉の監修のもとに書かれたものであり、こちらの七十という数字の方が正しいと思われる。なお、中沢氏は「秩父事件と天皇の軍隊」において、派遣された第三大隊は合計で四七三名としているが、根拠は不明である(前掲註(一)『歴史紀行秩父事件』五五頁)。
- (34) 前号註(79)「十一月四日午後十二時二十分吉田県令発笹田書記官宛電報」(『秩父暴徒関係書類(一)』四一五三二～五三三)によれば宗方は一個中隊を率いて坂本に向かったことになるが、「秩父暴動始末一」所収の部署一覧(四一二三五～二二六)等の、後日纏められた史料によると坂本

問道に配置された鎮台兵は一半隊とされているため、宗方が率いていた隊は一半隊だと思われる。

- (35) 「十一月四日斎藤警部発鎌田警部宛書簡」(『秩父暴動事件往復文書』四一九八七)。同書簡によれば、高井少佐は一個大隊を小川に派遣すると約束していたらしい。

- (36) 陸軍省総務局編「大日記明治十七年十一月木乾」四一九〇～一九一。

- (37) 参謀本部編「参謀本部歴史草案」四一一五九。藤岡に派遣されたのは第一中隊で、岩鼻に派遣されたのは第二中隊である。

- (38) 前掲註(1)『歴史紀行秩父事件』五三～五八頁。さらに中沢氏は、天皇及び山縣が「独裁的」に軍を動かしたことについて、文民統制の欠如であると批判している。

- (39) 例えば、上原邦一氏も前号註(76)『佐久自由民権運動史』のなかで同様の評価を下している(八九頁)。井上幸治氏も前号註(3)『秩父事件』内で鎮圧部隊の戦略に関しては同じ評価をしているが(一三六頁)、西南戦争との対比は見られない。色川大吉氏も同様である(色川大吉『色川大吉著作集第二巻』筑摩書房、一九九五年、四四四頁)。

- (40) 鈴木義治『秩父事件の伝承をめぐって』(高島千代・田崎公司編『自由民権(激化の時代)運動・地域・語り』日本経済評論社、二〇一四年)、二八八頁。

- (41) 「十一月五日平田大尉歩兵第三中隊の兄玉町への進出及び金屋村に於ける衝突状況通知」(TACAR)アジア歴史資料

センター) Ref.C10072932200、明治十七年九月茨城暴徒事件綴込附埼玉事件(防衛省防衛研究所)。

- (42) 前掲註(32)『金屋村戦況』四一二五〇～二五二。なお、同文書には戦場の詳しい地図が付いていて、官軍および国民軍の動きを詳しく説明している。本稿の戦闘の様子も「金屋村戦況」の記述による。

- (43) 中嶋久人「秩父事件における警察と地域社会―比企郡小川町周辺における「自衛隊」の活動を中心にして」(歴史学研究会編『歴史学研究』第八六〇号、青木書店、二〇〇九年十一月)二二～二三頁。

- (44) 前号註(42)『山室元吉暴動日誌』(四一二七一～二七二)によれば、三日から警備についた警官隊は地元の獵師等を動員して防衛体制を整えていたが、親鼻の戦いに関する様々な噂が広まった結果、集めた獵師や人夫が国民軍優位とみて逃亡し、かつ住人も蜂起に呼応するような動きを見せたため、警官隊は後退した。その詳細は後述する。

- (45) 同右、四一二七。

- (46) 落合寅市「繪旨大赦義挙寅市経歴」(埼玉新聞社出版編集部編『秩父事件史料第二巻』埼玉新聞社出版局、一九七七年)六一六～六二一頁。この史料は困民党結成時及び蜂起に中心的役割を果たした落合寅市によるものだが、史料的价值は低いとされる。だが、本人の行動については、他の史料と照らし合わせても信憑性が高いと思われるため、参照した。

(47) 新井佐次郎『秩父困民軍會計長井上伝蔵』(新人物往来社、一九八一年) 一四頁の評価。井上氏等の研究においても、金屋の戦いは「暴徒にたいする警備とか警察という概念をこえた戦闘」(前号註(3))「秩父事件」(一四五頁) であると評されている。

(48) 前号註(3)「秩父事件」(一四五頁)や、浅見好夫『秩父事件史』(言叢社、一九九〇年、二〇二頁) など。

(49) 「巡查粕谷清五郎出張経歴書」四一九九九。この行為は無理がないものと認められたらしく、粕谷が処分されたという記録は見当たらない。遺族への補償に関しても、未詳である。なお、粕谷はこの後長野方面へ逃れた困民軍を追撃する憲兵隊の嚮導巡査に選ばれ、長野県佐久地方まで乙大隊を追撃して行くことになるが、その途中の群馬県においても地元住民が組織した自衛隊を困民軍と誤認し、構成員を殺害している。

(50) 前号註(34)「吉峰署長経歴書」(四一三六七) 及び前号註(69)「春田復命書」(四一七九〇頁)。大宮郷自衛隊は、連行の途中で駆けつけた吉峰が憲兵に事情を説明した結果、解放された(その詳細は後述する)。なお、十一月二六日付の復命書においても、春田はまだ大宮郷自衛隊を困民軍の一部であったと主張している。

(51) 例えば、秩父事件を歴史的観点から初めて研究した平野義太郎氏は、官軍は困窮農民を弾圧するものと評価し(平野義太郎『自由民権運動とその発展』新日本出版社、

一九七七年)、その流れを汲む中沢市朗氏も、困民軍を人民解放軍と評したのに対して官軍を弾圧軍、軍人勅諭に洗脳された天皇の軍隊とし、官軍を批判的に評価している(中沢市朗『自由民権の民衆像…秩父困民党の農民たち』新日本出版社、一九九六年)。